

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

- 非住宅部分：
- ☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 四の(一)の(1) 円 (a)	別表第一の三 四の(二)の(1) 円 (A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 四の(一)の(2)のア 円 (b)	別表第一の三 四の(二)の(2)のア 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の三 四の(一)の(1) 円 (c)	別表第一の三 四の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 四の(一)の(2)のイ 円 (d)	別表第一の三 四の(二)の(2)のイ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 円

(注意)

- 1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。